

物件移轉補償金の正當債権者と縣當局の處置に就て

梅田三郎平

一、事件の概要

府縣道改修工事を施行に際し當該工事區域内に存する家屋を移轉せしむべく縣は家屋の所有者甲より移轉承諾書を徵して移轉せしめたり。

然るに當該家屋は乙の爲抵當權設定せられあり依て甲は縣に對し移轉承諾を提出すると同時に縣より支拂はるゝ移轉補償金債權を丙に讓渡し丙は民法第四六七條に則り第三債権者たる縣に對し債權讓渡の通知を爲したり。

其の後家屋移轉終了せず縣に於て移轉補償金を讓渡人丙に支拂はざる前に抵當權者乙は右補償金の差押を爲した

り。

於茲縣は債権者と認むべき乙、丙二人生したるを以て各これが正當債権者なるや不明に付民法第四九四條に基き辨濟供託を爲すに至れり。

右乙丙各が正當債権者なりや又縣が爲したる辨濟供託は正當なりやと謂ふにあり右に對する訴訟事件の經過並判決を掲げ事務上の参考に供する次第である。

一、原告の訴訟要旨

訴狀

高知縣高岡郡川内村波川

原告 寺田豊吉 外二名

右三名訴訟代理人辯護士 水野吉太郎

被告 國

右代表者 高知縣知事 小林光政

被告へ原告共ニ對シ金三百三圓ヲ支拂フヘシ

訴訟費用へ被告ノ負擔トス

トノ御裁判ヲ求ム

ルニ付本件抵當不動產ノ所在地ヘ右幅員擴張工事施行區域即チ
高知市本丁筋五丁目以西鏡川橋ニ至ル路線ニ當リ本件抵當建物
ハ收去ヲ命セラレ所有者タル喜怒ハ之ヲ收去シタルニヨリ土地
收用法第五十一條ニヨリ國費ヲ以テ金三百三圓也ヲ移轉料トシ
テ補償セラルコトトナリタリ依テ抵當權者タル原告へ同法第
六十五條ニヨリ右移轉料拂渡以前即チ昭和十一年九月八日其ノ
差押ヲ爲シタリ(以下省略)

右に對し被告國は左の答辯書を提出した。

答辯書

原告 寺田豊吉外二名

右三名訴訟代理人辯護士 水野吉太郎

被告 國

右訴訟代表者高知縣屬 梅田三郎平

答辯趣旨

原告ノ請求ハ之ヲ棄却ス

訴訟費用へ原告ノ負擔トス

トノ御裁判ヲ求ム

(1) 原告等ハ高岡郡川内村波川ニ設立セラレタル平和講(賴母子講)
ノ講惣代ニシテ講債權ヲ行使シ得ヘキモノナル處訴外橋田勘馬
ハ大正十四年八月三日右平和講ヨリ講金ノ給付ヲ受ケ債權額五
千二百八十圓辨濟方法大正十四年八月ヨリ毎年二月、五月、八
月、十一月ノ各二十五日毎ニ金六十六圓宛債務完済ニ至ル迄割
拂ヲ爲スヘク若シ一回タリトモ割拂ヲ怠ルトキハ該割拂契約ヲ
取消シ殘額一時ニ請求ヲ受クルモ異議ナカルヘキ契約ヲ爲シタ
ル債務ニ對シ別紙目錄記載ノ不動產ニ對シ抵當權ヲ設定シタ
リ(中略)右抵當不動產ヘ大正十五年十二月十八日勘馬ハ之ヲ東
山健治ニ賣却シ健治ハ昭和二年十一月十一日更ニ坂田喜怒ニ賣

渡シ同人カ該建物ニ居住中府縣道高知松山線ノ路面擴張セラル
銳

供託ヲ爲シ其ノ支拂義務ヲ免セラレタリ

二、被告カ坂田喜怒ニ支拂フヘキ補償金ハ昭和十一年九月二日付

ヲ以テ坂田ハ福岡音次ニ債権譲渡ヲ爲シ昭和十一年九月四日付

書留内容證明郵便ヲ以テ民法第四六七條ノ通知ヲ爲シタリ

其ノ後昭和十一年九月八日付ヲ以テ原告ハ被告ヲ坂田喜怒ノ第

三債権者ナリトシ本件補償金ノ假差押ヲ爲シタリ

三、茲於被告ハ支拂不可能トナリ正當債権者ノ判定不能トナリタ

ルニ依リ正當債権者ノ利益ヲ害スルコトナク辨済ノ爲供託ヲ爲

シタルモノナレバ本件請求ニ應スヘキニアラス

四、本件ハ訴外讓受人福岡音次ヲ本訴ニ參加セシメ正當債権者ヲ
決定スルカ肝要ナリ

更に右答辯書提出により訴訟は參加原告が加はり新なる形式とな
るに至つた

一、原告は左の準備書面を提出して再抗辯を爲し

一、請求原因補充並再抗辯

(1)原告等ハ平和講ノ債権ニ對シ抵當權ノ設定ゼラレタル訴外坂

田喜怒所有建物ノ所在地カ道路トナルコトヲ聞知スルヤ右建

物カ無斷取毀タルヘキコトアランコトヲ恐レ坂田喜怒ニ對シ

無斷取毀ヲ爲スヘカラサル旨ヲ誠告シ同人ノ諒解ヲ得タルモ

尙當局ノ注意ヲ促スヘキ必要アルヲ思ヒ昭和十一年九月四日

請惣代坂本義房松本鹿吉等ハ縣土木出張所ヲ訪問係員ニ面接

シ建物カ平和講ニ擔保トシテ抵當權ノ設定セラレ居ルコト從

ツテ原告ノ承諾ナクシテ建物ノ取毀ヲ爲スヘカラサル旨ヲ告

ケ且ツ取毀ニヨリ補償金支拂済定セラレルモ喜怒ニ支拂ハル

ルコトハ原告共ノ迷惑スル處ナル旨ヲ告ケタル處右係員ハ建

物カ取毀タル時ハ之ヲ調査シ補償金ヲ決定スヘキニ取毀

ト同時ニ差押ヲ爲スヘキ様況示セラレシカ坂田喜怒ハ原告ニ

對シ同日付端書ヲ以テ擔保建物ニ關シ近日協議ヲ爲スヘキ旨

ヲ通知シ原告等ヲ安心セシメオキナカラ同月八日訴外喜怒ハ

原告ニ無断ニテ建物ノ取毀ヲ實行セルニ付原告ハ極力之ヲ阻

止セントシ駐在巡査ノ協力ヲ求メシモ及ハス取毀チタルニ付

即日高知警察署ニ申告スルト同時ニ債権假差押ヲ爲シタル次
第ナリ

(2)被告ハ縣ヨリ訴外喜怒ニ支拂フヘキ補償金債権ハ原告ノ差押

前昭和十一年九月二日喜怒ヨリ福岡音次ニ譲渡セラレタルヲ

以テ原告ハ物上代位物件タル補償金支拂ノ請求權ナシト主張

スレトモ物上代位權行使ノ要件トシテ其ノ拂渡又ハ引渡前ニ

差押ヲ爲スコトヲ要スト定メタルヘ代債務カ本來ノ物ノ代物

トシテノ特定的存在ヲ失ハサル間ニ差押ヘテ其ノ存在ヲ確保

セントスルモノニシテ大審院ノ判例ノ失當ニシテ下級審カ此

ノ判例ニ從ハサル狀況ハ法律學辭典第四卷物上代位ノ項ニ詳論スル通リニシテ未タ拂渡サレサル昭和十一年九月八日ニ於

テ原告ハ差押ヲ爲シタルモノナレハ本件補償金ニ對シ原告カ

物上代位權ヲ行使シ得ヘキコト洵ニ明カナリトス

(3) 假ニ物上代位權ノ行使ニ就テハ其ノ債權ノ讓渡前ニ差押ヲ爲

スコトヲ要スルコト大審院判例ノ如シトスルモ本件被告代表

者縣知事ヨリ訴外坂田喜怒ニ支拂フヘキ補償金債權ハ第一項

記載ノ如ク昭和十一年九月八日坂田喜怒カ擔保建物ヲ取毀チ

タル爲ニ支拂フヘキ補償金ニシテ縣ト喜怒トノ間ノ民事上ノ

契約ニヨリ發生セルモノニアラス取毀ナニヨリ縣ハ當然發生

スル債權ナリ

サレハ取毀ヲ以前即チ債權發生以前タル昭和十一年九月二日

ノ債權讓渡並ニ其ノ通知ハ何等法律的効力ヲ發生スルコトナ

シ已ニ無効ノ債權讓渡ナルカ故ニ原告ノ補償金差押ハ物上代

位權行使ヲ確保セルモノナルコト明カナリトス

(4) 被告ハ坂田喜怒ニ支拂フヘキ補償金ハ被告ノ過失ニアラスシ

テ債權者ヲ知ルコトヲ得スト之ヲ供託シテ債務ヲ免カレタリ

ト稱スルモ被告カ債權者ノ何人ナルヤク知ルヲ得スト稱スル

ハ被告ニ於テ法律解釋ニ疑點アリト稱スルモノニテ原告カ債

權者タルコトハ何等疑ヲ挾ムヘキ餘地ナキ處ニシテ被告カ法

規ノ解釋ヲ疑フコトハ以テ債權者ヲ知ルヲ得サル辭トナスア
得ス

從ツテ供託ハ無効ナリトス

二、 參加原告は左の參加理由を提出した

訴訟參加書

原告 寺田豊吉外二名

右三名訴訟代理人辯護士 水野吉太郎

被告 國

右訴訟代表者高知縣屬

参加原告 福岡音次

右訴訟代理人辯護士 伊藤一郎

訴訟參加ノ趣旨

一、 原告ハ訴訟參加人ニ對シ原告ヨリ被告ニ對シ三百三圓也ノ

債權ノ主存在ヲ確認スヘシ

一、 被告ハ訴訟參加人ニ對シ金三百三圓ヲ支拂フヘシ

一、 訴訟費用ハ原告及被告ノ負擔トス

トノ御裁決アランコトヲ求ム

訴訟參加ノ原因

(1) 本件訴訟ニ於テ原告ハ被告ニ對シ訴外高知市杓田三百十番地

坂田喜怒ノ國ヨリ受取ル可キ家屋立退料及其ノ他補償金三百

八十一圓中三百三圓也ヲ抵當權實行ノ意味ニ於テ其ノ直接ノ

支拂方ヲ請求スルトキ訴外坂田喜怒ハ前記被告國ヨリ受取ル可立退料金三百八十一圓ノ債權ハ昭和十一年九月二日ヲ以テ

訴訟参加人ニ對シ債權譲渡ヲ爲シ債務者被告ニ對シ同月四日書留内容證明郵便ヲ以テ其ノ通知ヲ送達セリ即ナ爾來本件債

權ハ訴訟参加人ニ歸屬セルモノナルコトハ明確ナリ

(2) 原告カ本件債權ニ付第三債權者タル被告ニ對シ假差押ノ手續ヲ爲シタルハ昭和十一年九月八日付ニシテ既ニ前記債權譲渡通知後ニシテ訴外坂田喜怒ニ對スル債務關係ハ被告トノ間ニ

消滅シタリ、然レハ債權譲渡以後ニシテ右ノ假差押ハ何等訴訟參加人ニ對シ被告國カ本件補償金等ヲ支拂フニ付支障無之モノナルト同時ニ本件原告ノ被告ニ對スル請求モ何等意義ヲ有セサルモノナリ

然ルニ被告ハ訴訟参加人ニ對シ補償金三百八十一圓中七十八

圓ヲ支拂ヒ殘額三百三圓也ノ支拂ヲ昭和十一年十一月一日付ヲ以テ民法第四百九十四條ノ所謂「辨濟者」ノ過失ナクシテ債權者ヲ確知スルコト能ハサルトキ」ノ條項ニ依リテ右金額ノ供託ヲ爲シタリ

然レトモ右供託ハ無意義ニシテ訴訟参加人ニ對スル辨濟トナル可キモノニアラサルニ付訴訟参加人ハ被告ニ對シ之カ支拂

ヲ請求スルモノナリ

被告國は原告の再抗辯及び參加原告訴の參加理由に基き左の準備書面を提出して再答辯をした。

準備書面

一、原告再抗辯第一項中ニハ

「昭和十一年九月四日ハ縣土木出張所ヲ訪問係員ニ面接シ建物

カ平和講ニ擔保トシテ抵當權ノ設定セラレ居ルコト從ツテ原告

ノ承諾ナクシテ建物ノ取毀チヲ爲スヘカラサル旨ヲ告ケ且ツ取

毀チニヨリ補償金支拂決定セラルルモ喜怒ニ支拂ハルルコトハ

原告共ノ迷惑スル處ナル旨ヲ告ケ」タル處右係員ハ「建物カ取

毀チタルトキハ之ヲ調査シ補償金ヲ決定スヘキニ付取毀チト同

時ニ差押ヲ爲スヘキ様説示セラレタリ」トアルモ原告カ土木出

張所ニ出頭シタルハ昭和十一年八月十二、三日頃即チ坂田喜怒

カ同月十日附ヲ以テ家屋移轉ヲ爲シタル直後ノコトナリ其ノ時

現場主任鍵山技手ニ對シ原告主張ノ如キ大要ノ申出アリタルヲ

以テ鍵山ハ原告ニ對シ「本件建物ハ十日附ヲ以テ坂田喜怒カ移

轉承諾シタルコト及補償金額ハ三百三圓ナルコト」ヲ告ケタリ從ツテ原告ハ九月四日ニ出頭シタルト謂フモ原告カ出張所ニ出頭シタルコトハ三回程アリ九月四日ト云フハ最後ニ出頭シタル

日附ラシク九月四日ニ前記ノ指示ヲ受ケタリト主張スルモ係員ハ原告主張ノ如キ指示ヲスル旨ナシ何トナレハ斯ル事實ハ常識ヲ以テ判断ニ苦シムモノナレヘナリ即チ建物ノ移轉契約ヲ爲スニ何程ノ移轉實費カ支拂ハルルヤフ識ラス縣道工事力始メラレタカラト云ツテ移轉契約モセス又移轉ニヨリ補償セラル金額モ識ラスシテ家屋ヲ移轉スル者カ全國ニ幾人アラウカ否指示ヲ受ケタリト主張スル原告ニ於テモ精神ニ異狀ヲ來ササル限り斯ル移轉ニ應セサルヘシ建物移轉ニ於ケル縣ノ取扱ヒハ所有權者ニ移轉補償額ヲ提示シテ移轉承諾書ヲ提出セシメ民事上ノ契約ヲ成立セシムモノナリ

依ツテ原告主張ノ如ク「建物カ取扱タル時ハ之ヲ調査シ補償金ヲ決定」云々ナント指示スル由ナク本主張ニ對シテハ原告ニ於テ其ノ事實ヲ立證セサル限り虚偽ノ抗辯ト看做スモノナリ
二、原告抗辯第二項中ニハ
「物上代位權行使ノ要件トシテ其ノ拂渡文ハ引渡前ニ差押ヲ爲ス云々」トテ物上代位權行使ノ時期ニ付争ヒ居ルモ被告トシテハ大審院聯合裁判ニヨリ前裁判ヲ改メサル限り之レヲ無視スルコトヲ得ス本抗辯ニ關シテハ裁判所ノ御判定ニ委ネルコトトセリ

リ

三、原告抗辯第三項中ニハ

說 范

「本件被告ヨリ……訴外坂田喜怒ニ支拂フヘキ補償金債權ハ……坂田喜怒カ擔保建物ヲ取扱シタル爲ミニ支拂フヘキ補償金ニシテ縣ト喜怒トノ間ノ民事上ノ契約ニヨリ發生スルモノニアラス取扱チニヨリ縣ハ當然發生スル債權ナリ」ト主張シ債權讓渡ノ無効並ニ物上代位權行使ノ適正ヲ主張スルモ之レカ根據法規ヲ明示セス全ク盲目的ニ民事上ノ契約ニアラスト否定スルニ過サレハ敢テ之ニ答フル要無キモ爲意説明ヲ加ヘントス
抑々縣道工事ノ開始セラルコトヲ知リテ坂田喜怒カ任意ニ本件建物ヲ取扱チタリト假定セシカ被告ハ之ニ對シテ何等補償ヲ爲スノ由ナク坂田喜怒カ被告ノ移轉申込ニ對シ移轉承諾書ヲ提出シ茲ニ民事上ノ契約締セラレタレハコソ補償金支拂フコトトナルニ至リタルモノナリ
原告ハ八月十二、三日頃初メテ土木出張所ヘ出頭シタルトキ現場主任鍵山技手ヨリ坂田カ移轉承諾書ヲ提出シ當該建物ヲ近ク移轉セラルル旨ニ補償金額及之カ支拂期ハ移轉完了後ナルコト等詳細ナル注意ヲ受ケ更ニ原告カ二度目ニ訪レタ時「坂田ニ對シオ前ハ建物ヲ移轉スルト申シ居ルカ該建物ニハ原告ノ抵當權カ設定サレ居ルノテハナイカ從ツテオ前ハ其ノ抵當權ヲ消滅スルニアラサレハ建物ノ移轉カ出來ヌテハナイカト注意シタル
キコロ坂田ヘ抵當ハ原告ヘカリテナク幾ツモアルノタカラ支拂

フト否トヘ私ノ自由テス、伊藤辯護士ニ聽イタラ移轉シテモ差
支ヘナイトノコトテアルカラ縣ニ迷惑ハ掛ケマセシ縣ハ約束通
リ建物ヲ移轉ス。レハ補償金ヲ支拂ツテ下サイト申シ居ル旨」話
シ聽カセタドコロ原告ハ「坂田カ勝手ニ移轉スルナラ移轉シテ
モヨイ刑事問題トシテ争フ」旨ヲ申サレ居リ速カニ物上代位權
ノ行使ヲ爲スモノト思ヘレタルニ原告ハ平々凡々トシテ之カ手
續ヲ怠リ當該補償金債權カ參加人ニ讓渡セラレタル後ニ假差押
ヲ爲スニ至リタルモノナリ

右ノ如ク原告ハ十分自己ノ債權ヲ保全シ得ル豫猶アリタルニ拘
ラス怠慢ニ依リ之ヲ爲サス且ツ準據法規ヲ明示セス民事上ノ契
約ヲ否定スルモ本項抗辯ハ被告之ヲ認メス

四、（イ）原告抗辯第四項中ニ於テ
「被告カ債權者ノ何人アルヤヲ知ルヲ得スト稱スルヘ被告ニ
於テ法律解釋ニ疑點アリト稱スルモノニテ云々」ト主張シ「被
告カ爲シタル供託ハ無効ナリトス」ト結ヒ

(ロ) 訴訟參加人、參加原因第三項ニ於テ

「右供託ハ無意義ニシテ訴訟參加人ニ對スル辨濟トナルヘキ
モノニアラサルニ付云々」ト主張シ居ルモ

本件補償金ハ原告ノ假差押ナカリヤハ參加人ヘ支拂ヒ坂田喜怒
ヨリ讓渡ノ通知ナカリセハ原告ヘ支拂フヘキ過程ニ置カレタリ

然ルニ原告及參加人等ハ被告ニ對シ「債權者ヲ知ルヲ得サル管
ナシ」トテ被告カ爲シタル辨濟供託ハ「無効無意味」ナリト主
張スルモ被告ハ之ヲ採用セサルモノトス

抑々債權者ノ知、不知ノ判斷ハ一般取引上ノ通念ヲ標準トシテ
然ルニ原告及參加人等ハ被告ニ對シ「債權者ヲ知ルヲ得サル管
ナシ」トテ被告カ爲シタル辨濟供託ハ「無効無意味」ナリト主
張スルモ被告ハ之ヲ採用セサルモノトス

論スヘキモノニシテ原告及参加人等ノ如ク専門的判断ニヨリテ

被告國

モ判然タラス裁判所ノ判定ニヨリ解決スル程深ク其ノ標準ヲ求

メタル法意ニアラズ特ニ本件ノ如ク債權者ナリト主張スル原告

及参加人カ必ス現レルコトカ豫メ推察セラル場合ハ債務者ハ

輕々ト債權者ヲ定メス眞正ナル債權者ノ權利ヲ保全シ債務者ヲ

シテ其ノ辨濟義務ヲ免カレシメントシタル法意ニシテ又斯ル方

法ヲ採用スルカ一般取引上ノ通念ニ合致スルモノト謂ハサルヘ

カラス

被告ハ原告及参加人カ互ニ債權者ナリトノ主張ヲ以テ被告カ民

法第四九四條ノ手續ヲ履行シタルハ正當ナリトノ證據ノ利益ニ

援用スルモノナリ

一、主文

右代表者高知縣知事 小林光政
右指定代表者高知縣屬 梅田三郎平
參加人 福岡晋次
右訴訟代理人辯護士 伊藤一郎

原告等ノ請求ヘ之ヲ棄却ス

原告ハ被告カ昭和十一年十月一日高知供託局ニ供託シタル金三百

三圓ニ對スル還付請求權ハ參加人ニ存スルコトヲ確認スヘシ

被告ハ參加人ニ對シ右供託物受人ノ記載アル供託書ヲ引渡スヘシ

二、事實

(省略)

其の後口頭辨論に於て参加人は訴訟参加理由中「原告ハ參加原告

ニ對シ三百三圓カ參加原告ノ權利ニ屬スルコトヲ確認スヘシ」と

改め「被告カ爲シタル供託ハ正當ナレハ被告ハ供託證書ヲ參加原告ニ引渡スヘシ」と申立たり依つて被告は「裁判所ヘ正當債權者ヲ確認シ被告ニ對シ供託書ノ引渡スヘシ」と要求原告は始めの主張を曲げず結審に於て左の通り判決があつた

判決

原告 寺田豊吉外二名

右三名訴訟代理人辯護士 水野吉太郎

爲叙上建物ヲ移轉スルニ付其ノ移轉補償金三百三圓ノ請求權ヲ被告ニ對シ取得シ原告カ抵當權ニヨル物上代位權ニ基キ該債權ヲ其

ノ拂渡前タル昭和十一年九月八日差押ヘタル事實ハ何レモ當事者間争ナキ處ニシテ證人坂田喜怒ノ證言並當裁判所カ真正ニ成立シタリト認ムヘキ乙第一號證ヲ綜合スレハ本件移轉補償金ハ被告國ノ行政機關タル高知縣知事ト建物所有者タル坂田喜怒間ニ昭和十一年八月十日付ヲ以テ締結セラレタル被告主張ノ如キ内容ノ純然タル私法上ノ契約ニ因リ發生シタルモノニシテ土地收用法ニ基クモノニ非サルコトヲ窺知スルニ足レリ

仍テ被告並參加人ノ本件補償金ハ原告ノ差押前既ニ坂田喜怒ヨリ參加人ニ讓渡セラレタルヲ以テ原告ハ右補償金ニ付物上代位権ヲ行使スルヲ得サル旨ノ主張ニ付審究ヲ遂タルニ成立ニ爭ナキ丙第一號及前示坂田證人ノ證言ニ徴スレハ坂田喜怒ハ原告ノ差押前タル昭和十一年九月二日本件補償金債權ヲ參加人ニ讓渡シ同月四日被告ニ對シ書留内容證明郵便（確定日付アル證書ト認ム）ヲ以テ之カ讓渡ノ通知ヲ發シタル事實明カニシテ特段ノ事情ノ認ムヘキモノナキ本件ニ於テハ該通知ハ遲クトモ翌五日被告ニ送達セラレタルモノト推認スヘキモノトス然リ而シテ叙上ノ如キ場合ニ於テ抵當權者カ其ノ抵當不動產ノ代價物ニ對シ優先權ヲ主張スルコトヲ得ルヤ否ニ付テハ法學上論議ノ存スル處ナリト雖モ民法カ物上代位ノ要件トシテ「拂渡又ハ引渡前ニ差押ヲ爲スコトヲ要ス」ト規定シタル所次ノモノハ一面ニ於テ債務者カ代價物ノ交付ヲ受ケ

タル後尙之ニ對シ抵當權ヲ追隨セシムルカ如キハ債務者固有ノ財產トノ間ニ混雜ヲ生シ徒ニ權利關係ヲ紛糾セシムル虞アルヲ以テ認メ抵當權ノ目的トシテ抵當不動產ニ代位スルヘ債權ソノモノナルコトノ趣旨ヲ明カニスルト共ニ他面ニ於テ債權ニハ登記ノ如キ公示方法ナキニヨリ第三者ヲ保護スルノ方法トシテ不動產ニ代位スルコトヲ明確ニシテ抵當權ヲ第三者ニ對シ保全スルノ要件トスル趣旨ヲ定メタルモノト解スヘキカ故ニ抵當權者カ差押ヲ爲スニ先チ債權者ニ於テ代位スヘキ債權ヲ第三者ニ讓渡シタル場合ニハ最早抵當權ハ之ニ對シ物上代位権ヲ行使スルヲ得サルモノト解スルヲ相當トス（昭和五年九月二十三日晉渡大審院判決參照）然ラヘ即チ本件補償金ハ參加人ニ歸屬シ原告ニ於テ之ニ對シ抵當權者トシテノ權利ヲ行使スルヲ得サルヤ明カナルヲ以テ被告並參加人ノ右主張ハ其ノ理由アリ原告ハ尙補償金債權ハ坂田喜怒カ昭和十一年九月八日建物ノ移轉ヲ完了シタルニ因リ發生シタル土地收用法ニ基ク債權ナレハ移轉完了前即チ債權發生前ニ於ケル讓渡ハ無効ナル旨抗爭スレトモ本件補償金請求權ハ高知縣知事並坂田喜怒間ニ同年八月十日締結セラレタル被告主張ノ如キ私法上ノ契約ニ基キ發生シタルモノナルコト前段認定ノ如クニシテ右請求權ハ同日ヲ以テ即時發生シ唯其ノ支拂期ヲ建物ノ移轉完了後ニ繫ラシメタル

ニ過キサルモノナルコト明瞭ナレハ右主張へ採ルニ足ラス而シテ
被告カ昭和十一年十月一日本件補償金ヲ高知供託局ニ供託シタル
事ハ當事者間争ナキ處ニシテ右供託物ハ參加人ニ於テ其ノ還付請
求權ヲ有スルコト前段説明ニ徵シ明白ナルヲ以テ原告ニ對シ之カ
確認ヲ求ムルト共ニ被告ニ對シ右供託物ノ引渡ヲ求ムル參加人ノ
請求ヘ其ノ理由アルモノトス

以上

翻つて判決理由を批判するに債權讓渡の効力と假差押の
時期に關しては大審院判例を適用して參加人を正當債權者
と認めたことは妥當なるも被告が爲したる供託は「供託シ
タル事實ハ當事者ニ爭ナキ處ニシテ云々」と説明し參加人
に還付請求權ある事の判示に供したに止めた點は甚た物足
りなき感かする裁判官の意見としては被告の供託が正當な
ることを參加人及原告が認めた爲之れを「争ナキ處ニシ
テ」と結んだものである本件は正當債權者の確認訴訟であ
つて被告としては寧ろ「參加人へ被告ヨリ供託書ノ交付ヲ
受クヘシ」との判決を欲したのである併し終決口頭辯論
に於て被告は「被告ニ對シ供託書ノ引渡ヲ指定スヘシ」と
の要求を爲したる爲主文に於て「被告ハ參加人ニ對シ右供

託物受入ノ記載アル供託書ヲ引渡スヘシ」と言渡するに至
つたのである。

思ふに斯る場合は行政廳としては債權者の正否を選択せ
ず速に正當債權者の債權を保全する爲民法第四九四條の規
定により供託するが肝要である。

土佐のなまりト長州なまり

似通フ事コソ面白ヤ

チーマニーマゴーマ、ツバエサンスナ、イケンチャ一、イン
ダラオカカ云フチャゲル、チユウゴツボウ、ドヒヨウシナ、イン
オクソカ、クウソカ、アリヤーマー、ホウトクナイニ、ヨウサ
ケナイ、ヤンヤゲニゲニ、クジラクル、ハブテル、カバチタ
タクト、ドヤザレル、ミルカイヤラシカ、オゴウサマ、ダ
ンボウ、ゴウガウ、アツバイサマ、アネナコトラインサレマ
ス、ノウアンタ一、

明治初年薩、長、土、三藩士が醉餘尙且つお國自慢を以て
長州人ハ 長、土、薩（一寸サト）
土佐人ハ 土、長、薩（トチヨサト）
薩州人ハ 薩、長、土（サツチヨ土サ）
何レモ手拍子ヲ叩イテ歌ツタモノニテ我々青年時代マデ隨
分流行セリ 獨鼓庵